

職場体験事業について

1 事業の目的

福祉・介護の仕事に関心を有する方に対して、職場体験をする機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることができる環境をつくり、人材の参入を促進することを目的とします。

2 事業の内容

(1) 事業実施主体 北海道（社会福祉法人北海道社会福祉協議会に委託）

(2) 事業内容

福祉・介護の仕事に関心を有する方に対して、福祉・介護サービスの職場体験を行う機会を提供し、就労への意欲を喚起するとともに、就職希望者には実際の職場の雰囲気やサービスを直接知ってもらい、事業者の方には就職希望者のパーソナリティを理解してもらうことにより、就職希望者がいなく職場イメージと事業者が求める人材像のギャップを埋めることにより、円滑な就労を支援します。

また、必要に応じて、北海道福祉人材センターや福祉人材バンクに登録していただくほかハローワークに誘導し労働施策の各種助成金を活用するなど、効果的な就労支援を行います。

3 補助単価及び補助割合

(1) 補助単価定額 1事業所当たり **6,700円**

職場体験者受入費用
(体験者1人1日当たり)

※ 体験者受入施設、事業所には、ボランティア保険等に参加することを原則とさせていただきます。本会通じて加入した場合一日あたり**28円**の保険料を差し引いてお支払いさせていただきます。

(2) 補助割合定額 (10/10)

4 事業の実施

この事業は、福祉・介護人材確保総合対策事業により実施します。

5 その他

- (1) 職場体験は体験参加者1人当たり10日以内とします。
- (2) 職場体験参加者の資格は不問とし、給与は無給とします。
※未成年者の体験申込については、保護者の同意書が必要となります。
- (3) 職場体験の参加は、1人1回限りを原則とします。
- (4) 職場体験者に係る食費や被服費（ユニホーム代）は、補助対象外とします。

職場体験事業に関するQ & A

Q1 職場体験参加者の資格は不問とされていますが、以下のような場合も参加できるでしょうか。

- ・高校に通う生徒や、未成年者の体験申込について
- ・他の施設や事業からの転職を考えている方の体験申込について

○ 福祉・介護の仕事への関心を広げるため、未成年者を対象にこの事業を行うことも差し支えありませんが、他の事業や制度により体験が実施されている場合は、対象外とします。なお、職場体験を通して円滑な就労を支援するこの事業の趣旨が実施されるよう配慮していただきます。

※未成年者の体験申込みは、別途保護者の同意書が必要となります。

○ また、種別が異なる施設・事業からの転職を考えている方についても、対象として差し支えありません。

Q2 職場体験は、1人1回限りとされてるが、マッチング機能を高めるためにも様々な施設の現場を体験することが重要であり、例えば1回目は介護施設、2回目は障害者等複数の事業所での体験は可能であるか

○ 職場体験参加者の希望や就労条件等を考慮し、事業の趣旨に照らし適切に実施できると認められる場合は、種類の違う事業所を対象として差し支えありません。

○ また、同一事業所への職場体験希望は、原則、1人1回限りとします。